

第 98 回大腸癌研究会 病理委員会

議事録

日時: 令和 5 年 1 月 26 日 (木) 10:00-11:30

場所: 浜松町コンベンションホール 5 階 メインホール

議長: 菅井有

出席委員 (敬称略): 新井富生、市川一仁、杉原一紀、上杉憲幸、落合淳志、大倉康男、河内洋、九嶋亮治、小嶋基寛、岸本光夫、加藤洋、岩谷啓一、坂本直也、菅井有、杉本亮、伊藤一洋、関根茂樹、村田幸平、牛久哲男、八尾隆史、落合淳志、山野泰穂、岩谷舞、張愛英.

議事

1. SSLD について (菅井): SSLD の取扱い規約への記載案「sessile serrated lesion with dysplasia (SSLD) 付記: 本邦では癌相当、腺腫相当の病変が含まれる。腺腫相当の病変には、典型的な腺腫と組織像が異なるものも含まれる。実際の診断では何れに相当するかを明記する (例: carcinoma in (or with) SSL (SSLD))」が提示され、委員の諮問から最大公約数の意見として提案された。委員から”例”の記載に関して種々の意見があり、(1) SSL 内の腺腫相当の扱いについて腺腫相当の亜分類は行わないこと、(2) TSA は含まないこと wo 記載する事、について合意した。また、臨床系の委員より、診断名について、癌であれば診断に「癌/悪性」と記載する要望があった。

最終的に、「Sessile serrated lesion with dysplasia (SSLD) 付記: 本邦では癌相当、腺腫相当の病変が含まれる。腺腫相当の病変には、典型的な腺腫と組織像が異なるものも含まれる。実際の診断では何れに相当するかを付記する」として次回改訂の取扱い規約に記載することで合意した。”例”の記載については再度、委員にメールにて検討する方針とした。

2. SuSA について (関根): SuSA についての関根委員より解説が行われた。WHO 第 5 版では unclassified serrated adenoma が定義されたが、SuSA はこれに含まれるのか、独立した疾患概念に値する病変か提案があった。委員から取扱い規約に記載し、一般に周知したらよいとの意見があったが、一方で病理診断の統一性が充分ではなく、規約に入れるのは時期尚早との意見があった。今後関根先生を中心に議論を進めていく予定である。

3. 簇出アトラスについて (上野): 上野先生から「簇出アトラス」について説明が行われた。簇出を判定する基準についての注意点を説明 (HE 診断で評価、20 倍視野、間葉系細胞との鑑別が困難な場合や炎症細胞浸潤が高度の場合は評価しない、等) された。また、サイトケラチン免疫染色は参考にするべきでない点で合意した。発育先進部の定義に関しても委員

から意見があり、規約の文言を修正や、「先進部で評価する」記載から「先進部を重点的に評価する」と修正した経緯が説明された。この内容についての委員会での検討は終了となった。

4. 虫垂癌の取扱いについて（虫垂癌プロジェクト：村田）：村田先生から LAMN, goblet cell carcinoid, carcinoid tumor の記載と取扱いについて提示があった。この点については病理委員会では内容の修正を八尾先生と岸本先生でまとめてもらう事となった。

5. その他：今後の検討については、委員間で Zoom 等を用いた会議を年数回行う予定であり、この点については後日連絡することとなった。

（文責 杉本 亮、上杉憲幸）